

2012年8月16日

国土交通省への大臣認定施工不適合の追加報告について

弊社は本日、国土交通省建築指導課に対し、以下の報告を行いましたのでお知らせいたします。

8月10日、弊社は間仕切り壁のせっこうボードの留め付け方法等が、国土交通大臣の認定を受けた仕様に適合しないとして、3,524件の準耐火建築物につき是正措置を講じるよう指示を受けましたことは既にご報告の通りです。

このたび、新たに1,342件の該当*が判明し、本日国土交通省に報告いたしました。

8月10日の指摘を受け、社内で改めて確認した結果、枠組壁工法(ツーバイフォー)の準耐火建築物に関しても不適合の可能性があると考え、本日の国土交通省への報告となりました。該当する物件は、弊社が施工した準耐火建築物で、準防火地域内の3階建て及び防火地域内の2階建て以下でかつ延べ面積100㎡以下の建物などが該当します。

一般社団法人石膏ボード工業会取得の「間仕切り壁の45分準耐火構造(平成14.5.17国住指第2208号 QF045BP-9071)」の大臣認定では、枠組壁工法(ツーバイフォー)における準耐火建築物の間仕切り壁に長さ38.1mm以上のくぎ(GN40)を指定されていますが、当社は長さ28mmのビスを使用しております。長さ28mmのビスは、その性能面において長さ38.1mmのくぎ(GN40)と同等であるとの別の大臣認定があることから、弊社としてはこの施工法で性能上問題ないと判断しております。

改めて、施工された仕様について性能確認を行う等の措置を講じて参ります。

住友林業に信頼をお寄せいただいておりますお客様はじめ関係者の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。今後につきましては、再発防止の徹底に努めると共に、国土交通省、特定行政庁の指導の下に是正措置等を含め、お客様のご理解を最優先に誠意をもって対応して参ります。

以上

<報道関係各位からのお問い合わせ>

住友林業株式会社 コーポレート・コミュニケーション室 飯塚
東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館

TEL: 03-3214-2270

<お客様からのお問い合わせ>

枠組壁工法(ツーバイフォー)準耐火に関するお客様窓口

TEL: 0120-370-222

*該当する物件は、弊社が施工した準耐火建築物で、おもに準防火地域内の3階建て及び防火地域内の2階建て以下でかつ延べ面積100㎡以下の建物など。木造軸組工法(8月10日)の3,524件、および枠組壁工法(ツーバイフォー)の1,342件です。